

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	プラントデータ表示システムの表示画面(3CRT)において、表示不良(画面が波打つ状態)が認められたため、当該CRTを交換。	D	
2	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM)検出器(32-49C)において、同モニタの指示値が瞬時上限値逸脱により、過渡現象記録装置が起動したことから、当該モニタをバイパスし、電気的特性試験を実施。	D	
3	3号機	低圧タービン(A)内部車室浸透探傷検査において、上半内部車室に円形状及び線状の指示模様が発見されたため、当該部を溶接補修。	D	
4	3号機	移動式炉内計装系駆動装置点検時、チャンネルEの電磁クラッチ静トルク測定値に判定値外れが認められたため、当該電磁クラッチを点検。	D	
5	3号機	移動式炉内計装系バージ装置レリーフ弁点検時、空気漏れ(泡1粒/30秒)が認められたため、当該レリーフ弁を交換。	D	
6	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(B)用電動機点検において、負荷側及び反負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	抽気系第3給水加熱器(C)第3抽気管(C)逃し弁点検において、内部部品に破損が認められたため、当該弁を交換。	D	
8	3号機	復水脱塩装置再循環ポンプ(B)用電動機点検において、負荷側及び反負荷側軸受ケース内径寸法及び負荷側嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
9	3号機	主タービン点検の低圧タービン(A)下半軸受グランドパッキンケーシング点検において、3~4軸パッキンケース部(グランドパッキンを収納する溝)に侵食が認められたため、当該パッキンケース部を補修。	D	
10	サイトバンカ	サイトバンカ建屋給気ファン室入口扉ドアクローザに動作不良(扉が完全に開かない)が認められたため、当該ドアクローザを補修。	D	
11	サイトバンカ	サイトバンカ建屋給気フィルタ室入口扉の取付け部変形により、開閉がスムーズにできないことが認められたため、当該扉取付け部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	サイトバンカ	サイトバンカ建屋給気ファン給気口金網鉄板枠の腐食が認められたため、当該金網鉄板枠を交換。	D	
13	その他	一次水処理設備純水処理真空装置(C)メカニカルブースターポンプ(C)点検において、同ポンプ入口弁の弁棒がかじりにより緩まないことが認められたため、当該弁棒を補修。	D	
14	その他	一次水処理設備排水処理装置ろ過水ポンプ(A)点検において、同ポンプシャフト(オイルシール部)に磨耗が認められたため、当該シャフト磨耗部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353